

第4回 農林業センサス等研究会

平成20年9月9日（火）

○秋山センサス統計調整官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第4回農林業センサス等研究会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席頂きまして、まことにありがとうございます。

本日、安藤委員におかれましてはご都合により欠席でございます。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料確認をさせていただきます。議事次第に添付してございます資料一覧、資料No.1－1から1－3、No.2－1から2－2、資料No.6までご確認頂きたいと思います。それから、参考資料はNo.1からNo.6まででございますが、もしないようでしたら事務局に言ってください。よろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入ります。座長、よろしくお願いします。

○小田切座長 本日は、第4回農林業センサス等研究会ということでございますが、一応の議論の取りまとめを予定しております。議事にご協力、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に沿いまして、早速議事に入りたいと思います。

まず第1の議題であります「公的統計の整備に関する基本的な計画」の審議状況について、事務局より説明をお願いいたします。

○磯部統計企画課長 お手元に資料1－1から3までございます。「公的統計の整備に関する基本的な計画」の審議状況というものが資料1－1でございます。資料1－2につきましては、後ほど述べますが、ワーキンググループを立ち上げて、このワーキンググループの中の報告書の抜粋をしたものでございます。それから、資料1－3でございすけれども、これは今後取りまとめられる基本計画の中間報告のスケルトンの内容でございます。時間の関係から、資料1－1についてご説明申し上げたいと思います。

以前のセンサス研究会の中で、農林水産統計の見直しの部分についてのご説明を申し上げましたが、その中で、60年ぶりに統計法が改正されまして、基幹統計、基幹統計調査というものの位置づけをしっかりと農林水産統計についても行うというようなお話をさせて頂きました。この60年ぶりの統計法の改正に基づきまして、昨年10月に内閣府に統計委員会が設置されたわけでございます。この中で、公的統計の整備に関する基本計画が現在検

討、審議されているところでございます。その内容についてご説明したいと思います。

まず、統計委員会というものの概要でございますけれども、資料1－1左側の検討テーマの一番下のほうに書いてございます。政府統計の司令塔として、公的統計の総合的体系的な整備に係る審議を行うため、以前は、総務省に統計審議会が設置されていましたが、広く政府統計の司令塔として新たに内閣府に設置された機関です。委員長には東京大学名誉教授の竹内先生。竹内先生も統計審議会の会長として長年携わったことがございます。委員長代理には吉川先生ということでございます。

この統計委員会の中で、公的統計をどうしていくのかというところを昨年10月設置して以降年末まで多方面な議論をして、その中でさらに個別に深く議論するということで、本年1月に4つのワーキンググループが設置されました。第1から第4ワーキンググループまでございます。第1ワーキンググループのところは、そもそも基本的な考え方の整理。第2ワーキンググループのところでは、主には経済統計関係の体系の整備。第3ワーキンググループのところでは、人口社会統計関係の体系の整備。第4ワーキンググループでは、利活用なり、ITの活用といった統計の利活用面。また、統計の外部的な要因についての議論をしたわけでございます。各ワーキンググループとも、統計部の課長、室長には参加頂いております。

ワーキンググループの概要という部分がございます。真ん中のところでございますけれども、公的統計の整備の考え方を整備する一方で、本年8月に地方分権推進委員会から中間報告が出されまして、統計の分野についても指摘がなされております。課題は統計委員会で公的統計の整備についての議論。片や地方分権改革推進委員会で地方出先機関の議論ということがございます。相互に関連しておりますので、また後ほど述べたいと思いますが、相互に関連するところがございます。

ワーキンググループの報告の内容でございます。まず、公的統計整備の考え方としては、2つ目の点にございますように、社会の情報基盤としてふさわしい統計を政府が責任を持って作成、提供するということがうたわれております。

2つ目の公的統計の体系整備のところでございますけれども、農林水産統計に関わる部分といたしましては、基幹統計、基幹統計調査を検討したわけでございます。農林水産統計につきましては、現在、7つの指定統計がございます。農林業センサスも1つの指定統計調査でございますが。現行の7つの指定統計調査につきましては、基幹統計候補として選定しております。

3つ目の点のところにございますが、ただし、牛乳乳製品統計調査なり、木材統計につきましては「府省横断的な生産動態に関する統計」への再編・整理の可能性を検討ということで、統計部に関わる統計以外に政策実施部局で行われます統計調査につきましても、生産動態に関する統計として、1つの基幹統計としてくくったらどうかというような提案がございます。

これは農林水産省だけではなく、現在、経済産業省におきましても、生産動態に関する統計というのがございますけれども、それ以外に厚生労働省とか、国土交通省とかというところも同じように生産動態に関する統計というような提案がなされております。

3つ目のところでございます。県段階——農林業センサスは、県の統計機構を通じた実査体系をとってございますけれども、県にあります地方統計機構、現在約2,000人の県の統計専任職員がございます。それと、中央省庁の統計職員がございます。農林水産省の他に統計担当部を持っている省庁、部を持っていない省庁もいろいろございますけれども、中央省庁の統計職員並びに県の地方統計機構の職員、ともに大幅な定員削減がなされておりまして、また予算の削減というものも大きく行われております。

こういった現状を踏まえまして、政府統計に関わる人的リソース、1つ目の点でありますけれども、量、質ともに限界に近づきつつあり、現状のままでは統計調査の実施に支障が生ずる。1点目のところの公的統計整備の考え方にも述べられておりますけれども、社会の情報基盤としてふさわしい統計を政府が責任を持って提供する観点から必要な統計リソースの確保に最大限努力する。これは各府省だけではなく、総務省、統計委員会も努力していくというような内容になっております。

それと、民間事業者の活用の部分でございますけれども、統計調査につきましては、民間事業者を活用する方向性が打ち出されております。統計調査業務の効率的実施のためには民間事業者を活用していくというような方向性が出されております。ただし、2つ目の点でありますけれども、国の施策上、重要となる統計調査に関しましては、調査員の実査業務に係る民間活用について十分かつ慎重な検討が必要であるということで、農林業センサスにつきましても重要となる統計調査と位置づけられておりますので、民間活用については十分かつ慎重な検討が必要という対象となつてございます。

それから、新たな取り組みといたしまして、統計データをより広く国民の皆様に活用して頂くという観点から、オーダーメイド集計とか、匿名データの作成・提供といった、いわゆる民間研究者等への統計データの二次利用に関する制度を設置し、その制度をきちん

としていくというような考え方が出されております。

これにつきましては、総務省がそのガイドラインを設定いたしまして、平成21年度から可能な範囲で取り組みを開始し、順次取り組みの範囲を拡大していくという方向性が出されております。

それから、冒頭申し上げました地方分権との兼ね合いのところでございます。統計の実査体制というところの中で、これは統計専任職員等という言葉を使っておりますけれども、この中には、本省庁の国の統計体制といったものも含まれております。地方分権改革推進計画の内容が下のほうに書いてございます。8月1日に出されました国の出先機関の見直しに関する中間報告の中で、統計調査に関する指摘として3点ございます。

下の黄色いところでございますけれども、1つ目には国の統計調査の実施事務は、地方への移譲よりも民間委託の拡大によるスリム化を進めるということで、民間委託の拡大といったような事柄が打ち出されています。さらに、本省で直接実施することを検討すべきだということです。

2点目には、出先機関で相当規模の実施体制で行う統計調査については、独立行政法人化の可能性を検討すべきというところでございます。これは名指しこそされておられませんけれども、出先機関で相当規模の実施体制ということで言えば、農林水産省の地方統計組織がこれに当たるのではなかろうかと考えられるわけでございます。

3つ目でありますけれども、これは統計委員会におきまして、基本計画の策定を審議している最中ということもありますので、その基本計画の策定に向けた審議状況を注視するというような指摘になってございます。

また上のほうに戻りますけれども、ワーキンググループの中では、こういった地方分権の動きもございますので、2つ目の点でありますけれども、基本計画部会の審議に当たっては、分権委の審議に留意するとともに、必要に応じて両委員会間で情報を交換するというような書きぶりになってございます。お互いの審議状況について常に注視なり留意をしながら、必要に応じて両委員会で情報を交換するということでもありますけれども、具体的にどのような形で情報交換をしていくのかというのは、これからの議論になろうかと思います。

こういった内容のものにつきまして、8月20日と昨日、9月8日に基本計画部会というものが開催されました。その概要が右側の上の枠のところでございます。内容的には、統計の質を維持するために統計委員会としての考えをきちんと議論し、出すべきだというよ

うな意見が中心でございます。

3つ目の点にもございますように、統計委員会では、定員削減によって結果的に統計の質が落ちていく。長期的なコストがかかるといったことについて、エビデンスを踏まえた議論が必要であると、つまり、きちんとした裏づけを言っていないと、なかなか国民の皆様にはわからないだろうということがありますので、こういったエビデンスの部分について十分議論していくということが必要だということがこの中に述べられております。

それで、今後のスケジュールでございます。9月8日が昨日の部分でございます。中間報告の案の審議を19日から始めていくというところでございます。10月に2回ほど実施いたしまして、20日には基本計画に関わる中間報告がパブコメを求めるというスケジュールになってございます。その後、年内には答申案の審議をするということで、来年3月には基本計画の閣議決定がなされるということになってございます。

一方、地方分権改革推進委員会のスケジュールでありますけれども、8月1日に中間報告が公表されまして、9月中下旬と聞いておりますけれども、中間報告の内容に対します各府省の意見を出し、その意見についてのヒアリングが行われます。秋口から年末にかけて、第2次勧告がなされるというようなスケジュールになってございます。この間、先ほど統計の実査体制の中にもありましたように、両委員会での情報交換というものがいつかの段階で行われるというふうに考えております。

時間の関係でスケルトン等の内容につきましては、説明を省略させていただきますので、後でござらんになって頂きたいと思えます。

以上です。

○小田切座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの磯部課長からのご説明について、ご意見、ご質問等、お願いしたいと思えます。

○納口委員 よろしいですか。

○小田切座長 納口委員、お願いします。

○納口委員 ただいまご説明頂きました基本計画のこういった審議は、この委員会で議論した2010年センサスのあり方に何らかの影響を与えるのかどうかということを確認させて頂きたいんですが、よろしく願いいたします。

○小田切座長 大変重要なご質問だと思いますので、磯部課長、お願いいたします。

○磯部統計企画課長 これは先ほどの統計の実査体制のところにもございますけれども、

地方分権との兼ね合いも一方ではございますので、今、農林業センサスにつきましては、県の地方統計機構を通じて実査を行っているわけでございます。その内容いかんでは、県にございます地方統計機構にも影響が及ぶということがありますので、このところは、農林業センサスの実施の分についても大きな影響が及ぶ可能性がありますので、そのところはきちんと私どもとしては意見を申し上げたいというふうに思いますし、また、その動きについても、委員の先生方からもいろいろな注視なり、意見なりを頂ければというふうに思いますけれども。

○納口委員 2010年センサスの内容そのものではなくて、実施体制について影響が及ぶというふうに考えてよろしいんですか。内容とか、項目そのものにも何らかの影響が及ぶということはないんですか。

○磯部統計企画課長 内容そのものにつきましては、例えば実査の方法のところで、民間事業者の活用のところでは、先ほど申し上げましたように、農林業センサスも実名で指摘されておりますけれども、国の重要となる統計調査については民間活用の部分については十分かつ慎重な検討が必要というところもございますので、調査項目そのものについて直接的な影響はないのかもしれませんが、実施の際にはいろいろな影響が及ぶかというふうに思っています。

○小田切座長 よろしいですか。まだありますか。

○納口委員 いいえ。

○小田切座長 他にいかがでしょうか。

○設楽委員 いいですか。

○小田切座長 設楽委員、お願いいたします。

○設楽委員 議論の概要の3つ目の点のところで、長期的にコストもかかるし、効率化の結果、質は落ちるが、それも仕方がないという、そういう方向で行っていると理解していいんですか。

○小田切座長 右側の青い部分のところですね。お願いします。

○磯部統計企画課長 そのところはワーキンググループ報告の概要の3つ目のところに統計リソースの確保・有効活用というところがございまして、そのところは統計委員会としては統計リソースが限界だと。一方で、定員削減みたいな部分がございますので、これ以上人的、財政的リソースを削減すると、統計の質が落ちますよということがあり得る。そこは十分統計委員会としても認識しておりますので、これ以上、人的リソースを確保し

ていかないと、統計の質が落ちると。定員削減によって経費的な部分では、プラスになるかもしれませんが、統計の質そのものは落ちてしまいますよと。そのところはちゃんと外に向かって言わなきゃだめなんじゃないかという議論でございます。

○設楽委員 これで落ちるから、削減は限界だという、そういう報告をしているということなんでしょうか。

○機部統計企画課長 そうです。

○設楽委員 わかりました。

○小田切座長 他にいかがでしょうか。北嶋委員、お願いいたします。

○北嶋委員 現段階で、民間活用といいますか、民間事業者の活用について、どうということをお考えなんでしょうか。実査を包括的にということでは多分ないと思うんですけども、総務省のいろいろな統計での試験調査の結果等を見ると、コストパフォーマンスは極めて悪いという状況ですので、多分限られた部分だけだと思われませんが、現段階では2010年のセンサスについては、どういった民間事業者の活用というのをお考えなのか、お聞きします。

○機部統計企画課長 この農林業センサスの場合は、国が都道府県のほうに委託する事業でございますので、農林業センサスに限って言えば、受託した都道府県とか、市町村が、民間事業者の活用を考えるというような仕組みになるわけでございます。それ以外に、センサス以外の統計調査につきましては、現在、国の出先機関で実施しておりますので、実査なり、取りまとめなりを民間事業者に活用するか否かというところの検討というのは当然しなきゃならないんですけど、農林業センサスの場合においては、そういった性格になります。

○小田切座長 北嶋委員、いかがでしょうか。

○北嶋委員 具体的に総務省の民間事業者の活用の今までの取り組みを見ていますと、政省令を改正して、法定受託事務で都道府県が本来やらなきゃいけないことを市町村に特例条例をつくっておろして、市町村段階で、例えば調査会社と契約してやるとか、いろいろなやり方をやってきたんですけども、コストがとにかくばかにならないし、精度も悪いということの中で、包括的には難しいので、できるところから少しずつ取り組む姿勢に変わってきています。総務省では、国の段階で、Q&A対応といいますか、コールセンターを設置して、いろいろな質問に対して国がまとまった形で受け答えするような仕組みを用意することを考えています。全部、都道府県や市町村にお任せをということではなくて、

農水省としても、実査を取り仕切る立場として一定の方向性を示して頂けるのかどうかということなんです。

○木村センサス統計室長 2010年の農林業センサスですけれども、これからご説明したいと思えますけれども、試行調査の中で、昨年6月に統計局のほうで民間委託調査のガイドラインが公表されていまして、それに基づく形で試行調査を行ったところでございます。したがって、今、統計企画課長のほうからお話がございましたように、都道府県とか、市区町村が民間開放を希望される場合にはできるような環境整備をしておこうという考え方で、2010年農業センサスの場合は考えているということでございます。なかなか試行調査の結果、これからご報告しますが、調査区も少なく、客体数も少なかったものですから、それなりの結果、出てまいりましたが、センサスの場合、範囲も広くて、実際の客体数が大変多い状況を踏まえると、なかなか民間事業者を確保するということが難しいんじゃないかというようなご意見も実施をお願いした市町村のほうから報告が来ております。また試行調査の報告の中でお話をさせて頂きたいと思えます。

○小田切座長 よろしいでしょうか。それでは、この議題についてよろしいでしょうか。

私から1つだけ、最後に確認させて頂きますが、この基本計画が12月に答申が出されるわけなんです、それに対する農林水産省としての対応はどういう形で公表されることになりますでしょうか。たまたまこのセンサス等研究会が走っておりますので、これがいわば窓口となって、さまざまな情報が、あるいは出口となって出てくるような仕組みになっているわけですが、本日でこの研究会も閉じられる予定でありまして、その点で、今後の方向性といえましょうか、そういうものがありましたら、お示し頂ければありがたいと思えます。

○長統計部長 私どもとしましては、統計委員会の答申が出た後に、行政ベースでの、最後は閣議決定に向けての対応をどうしていくかということになります。現段階としては、我々は、この統計委員会に対しては、オブザーバーという形で、例えば先ほどの民間開放については、どちらかというと、我々の気持ちとしては慎重にお願いしたいという立場であります。それから、もちろん、統計企画課長からありましたように、定員削減についても、もういいかげんにしてくれというふうなことは、オブザーバーとして申し上げていますが、それが本当にこの秋の答申の段階で実現するかどうかというのは、実は非常に懸念しています。

いずれにしろ、今度は、答申を頂いた後に、行政ベースでの閣議決定に向けてのやりと

りになりますから、その段階では、農林水産省としてしっかりした意見を言っていないといけないという立場にあります。その段階で、先ほど統計企画課長からありましたように、ぜひ農林業センサス等研究会の先生方にも、個別になるのか、いろいろな場でご意見を頂き、その意見を反映した形で、我々としても強く主張し対応していきたいと考えています。この基本計画というのは、これから来年以降5年間の政府全体の統計のマスタープランなわけで、委員会の中でも行程表をつくって、これから新しく政府として統計を新規にやっていくもの、あるいはスクラップするもの、その手法をどうする。そういった議論は、これから5年間の行程表になっていくと思いますので、非常に大きな改革といいますか、変革があると思いますので、そういった意味でも、ぜひ当研究会、もちろんセンサスがメインでございますけれども、引き続き応援団になって頂きたいということでもよろしくお願ひしたいと思います。

○小田切座長 了解いたしました。委員の先生方には、引き続き、まさにいろいろご相談に乗ったり、あるいはさまざまな形で問題提起をお願いしたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

それでは、第2の議題であります2010年世界農林業センサスの計画概要について、まず、試行調査結果と都道府県からの意見をご説明頂きまして、その後に実施計画概要案の説明をお願いしたいと思います。坂井班長からお願いいたします。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 前回第3回の研究会で調査項目が決定いたしまして、その項目を盛り込んだ調査票で試行調査を実施いたしました。その試行調査結果と試行調査を行わなかった県もございますので、すべての都道府県と政令指定都市からご意見を把握いたしました。その内容を踏まえ、調査票を改善いたしました。その順番で説明したいと思います。

まず、農林業経営体調査の試行調査の結果についてですが、試行調査は2回行っております。まず調査手法に関する試行調査、次に調査内容に関する試行調査、この2つでございます。調査手法に関する試行調査のほうは、1ページ目ですが、比較検証事項といたしまして、1つ目が調査客体候補名簿のレイアウトの違いによる比較ということで、レイアウトの違う3種類の名簿について比較検証を行いました。

2つ目が、調査客体の判定方法の違いによる比較ということで、名簿により調査対象かそうでないかを判定し、調査票を配るのか、それとも、名簿に記載しているすべてに調査票を配るのかという比較を行いました。

3つ目は、調査票の回収方法の違いによる比較ということで調査員の回収と郵送回収の比較を行いました。

資料の2ページ目ですが、まず、調査客体候補名簿のレイアウトの違いによる比較検証について、資料No.2-1の最後に3枚、そのときに使いました客体候補名簿を付けております。まず単票になっておりますカラーのものは単記式の客体候補名簿ということで、矢印に沿って順番に進みますと、調査票を配るか配らないかということが判定できるようになっております。次のページが表の形式になったものです。実際、かなり文字が小さいので、現場ではA3のサイズで実施しております。1枚に15人まで、記入できるということになっております。

その次のページは、今度は連記式の詳細版ということで、1枚——これはA3サイズになります。1枚に4人までしか書けませんが、若干単記式のいいところを取り込んで、フローが記載されております。この3つの客体候補名簿を用いて試行調査を行いました。

まず、2ページに戻って頂き、1客体当たりの調査員の実査審査の時間を見ますと、単記式を1とした場合、トータルで見ますと、連記式の2つが若干短い結果になっております。客体名簿の審査という部分だけで見ますと、簡略連記式のほうは長く、詳細連記式のほうは短くなっております。

そういう状況の中で挙げられた意見を見てみますと、単記式の客体候補名簿につきましては、1人1枚記入のために枚数は多くなってしまうと。ただし、他のものに比べて、字が大きい、フローが明記されているなど、シンプルで見やすいという意見がありました。それともう一つ重要なのが、調査員の誤記入が少ないという結果がありました。

次に、簡略式の方の客体候補名簿ですが、これにつきましては、一覧になっているので見やすいが、今度は記入欄が狭くて書きづらいという意見がありました。また、幾つもの客体を書いておりますので、どうしても聞き取る際に、相手がのぞき込んでしまう場合があって、客体の情報が他の客体に見られてしまう場合があるということがあります。もう一つは、A3で3つ折りという状況ですので、非常に扱いにくかったという意見がありました。

次に、詳細版の連記式の名簿ですが、これにつきましては、フローや外形基準が明記されているので見やすいと。ただし、様々な内容が記載されているため、字が小さくなってしまっているという意見がありました。サイズについては、やはりA3で扱いにくいということと、複数客体が書かれていますので、他の客体に見られてしまう場合があるという

ような意見が挙がっております。

調査客体候補名簿については、プライバシー保護等、総合的に判断いたしまして、単記式の名簿を採用したいということで、調査内容に関する試行調査も単記式の名簿で行っております。

次に、2つ目の比較ということで、調査客体の判定方法の違いです。これは、調査票A、Bというふうに表のほうに書かれておりますが、調査票Aは、これまでどおり普通の調査票をお配りしました。調査票Bは、調査票の1ページ目に単記式の名簿を張り付けたようなイメージのもので調査を行いました。

客体の協力度合いを見てみますと、調査票Bにつきましてはすべてに配るということで、今まで調査対象でなかった人にまで調査票を配ることになります。このため、協力が調査票Aに比べて若干よくなかったような状況でありました。

これらについて出された意見を見てみますと、調査票Aにつきましては、調査対象者を判断する必要があるんですが、調査対象者にのみ調査票を配布することになりますので、確実に農林業経営体を対象とした調査を実施できる。調査票Bにつきましては、すべての客体に配りますので、調査員が客体を判定する労力というのは軽減されるんですが、今度は、みんなに配ってしまいますので、回収する調査票が増える。これによって調査の負担が増大するということがありました。これまで調査対象でなかった方に対しては、調査対象者以上に調査の説明や協力の依頼が必要であったという状況でした。

これにつきましても、総合的に判断いたしまして、調査票A、従来どおりのやり方を採用したいと思います。

次に、調査票の回収の方法による違いということで比較いたしました。この表にあります部分には、調査票もそうなんですが、名簿の審査の部分も含んでおります。審査時間、訪問回数等、このとおりでございましたが、協力の度合いを見てみますと、調査員回収のほうが非協力とか、調査拒否が若干多い結果になっていますが、それ以上に調査に対する協力度合いも高いという結果が出ております。調査員の労力は軽減されませんが、調査員による確実な回収と審査ができるというメリットがございます。

次に資料の4ページですが、郵送回収に対する意見ということで、督促を行う場合は、市町村に対して、調査員が市町村に提出があったかどうか確認をしなければならないので、新たに調査員の負担が生じる。また、これを本調査で実施した場合は、市町村職員の事務量が一時的に集中・増大の可能性がある。また、調査員の調査票への記入内容について

直接確認できないということがあり、記入漏れや記入誤りが多いという状況です。

これも総合的に判断いたしまして、郵送回収は採用せずに、これまで同様、調査員回収としたいと考えております。

改善方向について、ここに書いておりますが、途中説明したとおりでございます。

次に、5 ページ目、調査内容に関する試行調査ということで、実際の調査項目、調査票を用いまして、調査内容の設定の検証ということで、調査事項の設定や設問の用語や表現、レイアウトを見ております。

これに併せて、民間委託の検証も行っております。

資料 6 ページ、調査票の調査項目についての意見ですが、調査項目につきましては 37.6 % は正しく記入していた。54.9 % が大体記入漏れ、記入誤りはありましたが、記入はあったと。7.6 % はほとんど記入がなかったという結果が出ております。

どのような内容だったかというのを見ますと、例えば従事日数、1 日 8 時間の数え方とか、耕作放棄地の定義とか、用語がわかりにくいという意見がございました。

また、記入の仕方を読まないで記入してしまっている場合が多くあったという状況でした。

調査票のレイアウトについて、矢印等でわかりやすくしていますが、逆に誤解を招いている部分があるのではないかという指摘もございました。よりわかりやすく改善する必要があると考えています。

次に、必須項目と該当する者だけが記入する項目の区別がないので、はっきり明記したほうがよい。

調査票の色目が高齢者にはわかりづらいとか、もう少し字を大きくして欲しいという意見が挙げられました。これらの点についても、調査票を修正して参ります。

次に、調査員用の手引の内容について感想を聞いたのが、その下の表でございます。ほぼ 51.5 と 36.4、合わせまして 87.9 % が、難しい、難しくないはありますが、理解できたという回答です。

次、資料 7 ページ、単記式の客体候補名簿で行った結果、このようになります。9 割が特に難しくはなかったという回答です。ただし、調査客体候補名簿と調査票を一緒に調査客体に配布してしまったケースが見られたということがございました。

次に、調査票の審査についてですが、これについても、おおむね 8 割強は適切に審査できたと回答しております。

配布資料につきましては、挙げられた意見は、事前に配布したほうが調査に対する理解を得やすいということがありました。

総合的な改善点につきましては、まず調査を知ってもらうことが大事であると。周知を図るための方法の充実が必要であるという意見が挙げられました。

対応方向としましては、これらの意見に基づき調査票等の改善を図っていきたいと思います。

次に、民間委託の検証の部分ですが、事務の効率化につきまして出された意見としまして、市町村段階では調査票の審査業務等について、ある程度、効率化された部分もありますが、逆に、委託するということで、仕様書の作成とか、委託業者の入札に関する事務が新たに生じてしまったという意見が挙げられました。

資料8 ページ、民間委託の受注業者のほうから出された意見の中で、調査員の確保について、今回の試行調査においては5調査区でしたので、調査員は5人だったわけですが、本調査で全調査区を実施した場合に、多くの調査員の確保は大変難しいのではないかなというふうな意見が出ました。

次に調査精度につきましては、調査項目の定義とか、記入の仕方などについて、市町村と受注業者の間で何度も打ち合わせをしなければならないということがありました。受注業者のほうも、統計業務の経験を何度か積まなければ、本来の民間委託による調査の効率化や精度の維持というのは難しいとのことでした。

方向性としたしましては、調査の確実な実施と精度の確保というのが不可欠ですので、民間委託業者の受託可能性等について、十分な検討が必要であること。その重要性について、地方自治体にきっちり説明していかなければならないと考えています。

次に、資料No.3、調査票に関する都道府県等からの意見についてでございます。都道府県と政令指定都市を合わせまして64箇所ですが、そのうちの51箇所から意見を頂きました。トータルで、重複している意見もあり、大体470ぐらいの意見が挙げられました。

内容は、大きく3つに分かれております。調査項目に関する意見、調査票の表現とか、レイアウトに関する改善意見、あとはそれ以外の意見ということで、まず調査項目につきましては、本研究会でも盛んに議論いたしましたが、環境保全型農業とか、青色申告、野菜等の品目別の面積、農産物の出荷先、不在村の保有山林面積など、前回に引き続いて把握してほしいというものです。これにつきましては、今回のセンサスにおきましては、個人情報保護意識の高まり等の環境の変化等を踏まえて、調査負担の軽減を図るということ

から、農林業の基本構造の把握に一層重点化したいということで、都道府県において必要な項目につきましては、都道府県設定項目の活用を通じて把握して頂きたいと考えております。

表現やレイアウトにつきましては、調査内容に関する試行調査と同様の意見が多く寄せられております。注釈が不足している、記入の仕方を見ずに調査票を記入できるようにしたほうがよい、文字の配色についても高齢者が見やすいような工夫が必要といった意見が挙げられております。

その他の意見としましては、調査の中で、専門用語が多いので、統計調査員が調査客体へ十分な説明とか、受け答えができるように手引等の資料を充実して頂きたいという意見がございました。

資料2 ページ、今回、調査項目を絞り込んだ状況ですが、調査環境が悪化している状況の中では、国の他の統計調査に比べてもまだまだ調査項目が多いため、より一層の削減が必要ではないかという意見も挙げられております。

資料3 ページ（農山村地域調査の説明は後ほど）現在、都道府県から頂いた意見につきましては、地方統計組織を活用いたしまして、都道府県及び政令指定都市に出向き、回答、説明を行っております。今後は、9月中旬から1カ月間、パブリックコメントを実施して、国民からの意見を聴取したいと考えております。いままでの意見を反映した調査票が参考資料のNo.1です。

矢印の関係、私どもわかりやすいというつもりで矢印を付けたんですが、ここは回答する方がわかりにくいとのことで改善しました。

すべての人が書く項目でなく、該当者のみ記載する設問については、色を付けてわかるようにしております。例えば農事組合法人、会社の方が【2】の1へというところは「【1】の2で01から05と答えた方のみ記入してください。」という表現に変えております。

環境保全型農業のところは、行っている、いないで、矢印で引っ張って、どういうことをやっているかというように聞いていましたが、これも行っていないと、行っているということで、一体化しております。

調査票2 ページ目、特に記入欄、すべて白にしておりましたので、欄が見づらいということがありましたので、交互にハッチングをかけております。あと、世帯に関する部分については、労働時間について解説や注意事項を増やしたほうがいいのではないかという意見がございましたので、ページの半分を使い、記入上の注意を記載しました。この結果、

労働力が3ページ目の端っこになり、前回、納口委員から指摘されたように説明ぶりを工夫したほうがよいとの点を踏まえ、会社等の法人の方や、1世帯で複数の経営を行っている方のみ記入してくださいというふうに改めております。

調査票4ページ、5ページ、半ページずれてきた関係で、土地に関する項目である田、畑、樹園地が1ページに収まりました。山林の面積について、この土地のところに移動しました。これについては山林の部分、所有山林は書いてもらわないといけないんですが、どうしても後ろの山林に関する項目でまとめてあるということで、記入漏れが多かったためです。

調査票5ページ、農産物の生産ということで、これまでは丸印を付けて面積を書く、丸印を付けて面積を書くという、交互に把握していましたが、面積をすべて聞いた後に、それぞれ丸印を付けてもらう部分については矢印で示して丸印を付けて頂くということで、整理しました。

過去の研究会時に設楽委員から、面積と生産の部分の場所が離れているのでわかりづらいという意見がございましたが、今回の調査票の改善により解消されたと考えております。

あとは、若干詰まっていた調査票を、間隔をあけたり、字を大きくしたりして、できるだけ見やすくなるように、また、注意事項を増やしたりと改善しました。

調査票7ページの都道府県設定項目の欄も、長い設問にも対応できるように、項目欄を広げております。

その結果、調査票は、当初8ページでしたが、1ページ増えております。調査票の見やすさを優先しました。

あと、調査客体候補名簿、参考資料No.2です。これにつきましては、単記式で若干改善しており、物的指標の表を別途持ち歩いて頂いていましたが、見にくいということで、表の中に記載しました。統計調査員は、これでどの物的指標に該当するかをチェックして、正しく記入できます。調査票の配布について、緑色の流れに沿うと調査票を配布する。オレンジ色の流れに沿うと調査票を配布しないというように、整理しました。

この調査客体候補名簿を調査対象者に配ってしまうという意見があったので、調査対象者には配らないでくださいということも明記しております。

それと、参考資料No.5です。この調査の結果、結果表の様式ということで、これまでも付けさせて頂いたんですが、ほとんど変わってはいませんが、農業の関係については表現を見直したりとか、林業と農業の部分で同じようになるように調整を行ったり、若干変わ

っております。

以上でございます。

○小田切座長 それでは、引き続きまして、農山村地域調査について、説明をお願いいたします。

○前田経営・構造統計課課長補佐 資料No.2－2の農山村地域調査の試行調査結果につきまして、調査内容に関する試行調査を行っておりまして、この中で調査方法などの検証も同時に行っているという状況でございます。

(1) 調査期日、調査対象は記載のとおりで、調査系統につきましては、これまでは市区町村用、農業集落用とも、地方統計組織の職員による聞き取り調査で行っていましたが、今回2010年調査より、市区町村調査票につきましては、地方統計組織からの郵送調査、農業集落用につきましては、地方統計組織を通じた統計調査員による調査ということで、調査方法の変更を予定しております。

(5) の調査の範囲につきましては、記載しているとおり市町村でまず市区町村用の調査を行いまして、農業集落用につきましてはそれぞれの市町村が存在する農業集落で実施いたしております。

(6) 検証事項につきましては、調査内容の設定、調査内容がわかりやすいかどうか。記入しやすかったかどうかについての検証。今回から変更になっております調査方法の検証を行っております。

あとは、調査の記入の状況などの調査内容の把握状況、これがどのような状況であったかということを検証しております。

また、統計調査員による調査に移行するという事で、対象が農業集落であるわけですが、調査員が無理なく調査できる、担当する農業集落数はどの程度かといった4点を検証の中身といたしております。

資料2ページ目にその結果が示されておりまして、まず市区町村用につきましては、文章で表現されておりますけれども、設問、定義、表現等についてはわかりやすいといった意見がございました。ただ、一部市町で、森林・林野面積の国有林等につきまして資料がなくて、記入が難しい、もしくは森林管理署に聞き取ってわかったといったような意見がございました。

旧市町村について、一部の市町で未記入がございました。

郵送については、すべての市町で、特に問題はないという回答でしたが、1つの市町で、

郵送は問題ないんだけど、市町村と統計・情報センターと相談等を行いながら、調査票を記入していきたいといった意見もございました。

次に、農業集落用の調査票について、調査票表現のわかりやすさについてですが、設問の表現と記入の仕方についてはおおむね9割、もしくは9割近い状況ですので、まず問題はないんですが、項目の内容がわかりにくいと答えた方が3割強ございますので、この辺は改善が必要と考えております。

次に、農業集落用は、調査票を農業集落精通者が記入するわけですが、農業集落精通者一人で記入ができたのか、今回試行調査の場合は、農業集落精通者1人で調査項目がわからない場合は集落内で他の方に聞いてくださいといった形で調査を進めましたので、その中で、すべて農業集落精通者のみで回答できましたとお答え頂いたのが5割強。他の方に聞いて調査票を記入したところを合わせて7割が回答したということです。他の方に聞いたんだけど、調査票上に未回答が残ってしまったというのが5.3%。未回答項目に対して回答できる者が見つからなかったといったところが25%程度あったという状況になっております。

このような状況ではありますけれども、資料3ページの上のほうに精通者の協力度合いにつきましては、協力的が7割強、あまり協力的でないが22%、調査拒否については1.1%ということで、調査方法を統計調査員調査へ変更したのですが、全く拒否されたというのは1.1%にとどまっております。複数の農業集落精通者に聞かなければなかなか調査項目が記入できないという状況もございますので、農業集落精通者の設定に工夫は必要ですが、調査方法としてはおおむね妥当ではないかと考えております。

調査の記入の状況は資料(3)になりますが、調査票の項目で、一番記入状況が悪かった記入項目は、総土地面積、耕地面積で、約8割に達しております。

あと、最終的に農業集落精通者による調査票の記入状況が、資料表5になりますが、正しく記入されていた部分が76%に達しております。記入漏れが2割、ほとんど記入がないが3.1%ということで、おおむね7割から8割弱程度は、ほぼ記入できていたという状況にございます。

資料4ページ、統計調査員がどの程度の農業集落数が適当かということの検証ですが、今回、その検証のために20集落を担当する統計調査員の方と30集落を担当する統計調査員の方、2つの系統で行っております。表6にありますように、農業地域類型別に調査区を配分いたしまして、地域の状況に応じたデータがとれるように標本を配置しております。

この中で、まず特徴的なのが、表の真ん中あたり、都市から山間の部分があつて、左から2番目、総稼働時間と総移動距離でございます。総稼働時間は、都市では21時間程度なんです、山間では27時間に達している。移動距離が、特に都市では170キロ程度なんです、山間では380キロと、非常に長い距離を移動して頂かなければならないという状況でございます。

ただ、逆に、都市のほうでは、調査回収の際に精通者を訪問した回数が3回というのが12%に達しております。山間に行きますと5.5%ということで、都市部での兼業化等によってなかなか調査対象である農業集落精通者に会うことが難しいといった実態がございました。

次に、統計調査員が受け持つ調査集落というのはどの程度が妥当なのかというのを、実際の調査を担当して頂いた統計調査員にお聞きしたのが表7でございます。一番下の2つ、20集落を担当した方と30集落を担当した方の回答ですが、一番右端で、妥当な受け持ち農業集落数というのを聞いております。20集落担当した方は20.8集落ということで、おおむね自分が担当した集落が妥当であるとの回答になったのですが、30集落担当した方はやはり多いということで、26.5集落。少し遠慮があると思うのですが、30集落では多いんだろうということが、具体的に統計調査員の方も実感として持っているという結果でございます。

ただ、地理的条件等もございますので、20集落を1つのボーダーとしながら、弾力的な運用が必要であろうという結論でございます。

設定の改善方向については資料5ページになります。市区町村用調査票の林野面積等の把握については、林野庁等の資料がございますので、そういった行政資料を活用しながら、資料の還元を行って、対応していきたいと考えております。

調査票で、調査内容がわかりにくいといった意見が3割程度ございましたが、これから調査票等を説明いたしますけれども、その中で、注記なり調査のレイアウトの改善によって、対応していきたいと考えております。

それから、農業集落精通者については、複数の方に聞き取らなければ記入できないこともありましたので、単に自計申告だけではなくて、例えば精通者が要望すれば、聞き取り調査も可能であるといったような調査の方法を検討していきたいと考えております。

もう一つ、今回は市町村関係の自治会長さんの名簿を使って、農業集落精通者を特定し、回答をして頂きましたが、それでも7割強が記入できましたけれども、あとJA系統の農

家組合長（実行組合長）など、農業に詳しい方の名簿は今回使っておりませんので、そういった名簿も使えば、地域の実情に応じた調査の情報収集が可能と考えておりますので、現在、ＪＡ、地方会を通じて協力依頼をお願いして、名簿収集に努めているところでございます。

あと、調査員手引等につきましては、わかりやすく表現するよう内容を改善いたします。

続きまして、資料３についてですけれども、これの中で、２ページ目の２の部分で農山村地域調査に関する意見でございますが、主な意見は、法制上の地域指定は決して記入状況は悪くなかったのですが、前回値を表示し記入して頂いたので、例えば自分が農振地域の中にいるのかとか、市街化区域内にいるのかというのは、なかなか精通者ではわかりにくい面もあるといった意見がございました。市町村で把握しているとの意見もございましたので、この項目については調査票での把握を取りやめて、市町村が保有する行政記録情報を収集し対応するよう考えております。

少し飛ばしまして、（２）の表現やレイアウトに対する意見では、ＯＣＲ用調査票で今回も行う予定でございますので、数字の記入例、実際にＯＣＲに入力する際に間違いのない認識ができるような記入例が必要ではないか。調査内容の話で、ＤＩＤまでの所要時間はどのような方法でという設問が、記入が難しいのではないか。寄り合いの回数と範囲は、実行組合が先にあると、実行組合のものと誤解されやすいのではないか。また、畑に含まれる牧草地というのは把握が漏れやすいといったことで、これらは表現やレイアウトを工夫して参りたいということでございます。

また、その下の意見で、耕地があれば、地域資源の保全の際に地域資源ありに当然丸印が付きますが、その連動の表現がよくないとの意見がありまして、これについては、前回研究会の際に設楽委員よりもご意見がございまして、これも調査票で改善いたしております。

資料３、資料２－２に基づいて主に農業集落用の調査票で説明をさせていただきます。

まずタイトルの下のところにＯＣＲ入力に対応するため、数字の書き方記入例というものを新たに付けております。

調査項目で説明しましたが、法制上の地域指定については、項目を削減し、効率化を図っております。

記入の仕方で、調査項目の内容について解説していましたが、例えばＤＩＤであればどういうふうな移動方法であるのか。例えばということで載せていますが、集落の方がふだ

ん自動車で行くのであれば、何々市役所ということが施設名にあれば、市役所まで自動車でかかる時間を記入してください、と記入項目の直近に載せているということで、改善しております。

総戸数の部分についても同様に、農家と農家以外を合計した戸数でありますと記載しております。

裏面に参りまして、農業集落内での活動状況の1と2も同様に、項目の内容がある程度わかるような解説を記載しております。

実行組合については、地域によっていろいろな呼び方があるので、その例を追記しております。

地域資源の保全について、都道府県からのご意見、設楽委員からの3回目の研究会でのご意見も踏まえまして、前回値をプレプリントしていくよう改善しております。また、前のほうでは、地域資源があるものについて保全しているか、ないかという3つの回答欄があったんですけれども、その回答欄を、あるものについては保全しているか、していないか、それしかないの、あるの回答欄を省いております。これでおのずとあれば、保全しているか、していないに丸印を付ければ同時に把握できるということで改善しております。

最後に、参考資料6の、農山村地域調査の集計結果表ですが、この中で大きく今までと異なっている点は、表紙にありますⅣ農業集落別一覧表、地域データベースで、農業集落についてのデータについてはホームページで公開していますが、テキストベースでのデータの依頼というのは内外相変わらずございまして、それに対応するという意味から、集落別一覧表というものを新たに編成しております。

あと市区町村別集計のところ、今まで市区町村別の農業地域類型別という集計があったのですが、農林統計に用いる地域区分の中で、新市区町村別の分類がなくなりましたので、市区町村別の中からは農業地域類型別の表頭、表側が作成できなくなるといったところで、そういった点が前回からの相違点となっております。

以上です。

○小田切座長 それでは、再び坂井課長補佐から説明をお願いいたします。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 それでは、資料No.4の横の図、2010年世界農林業センサスの見直しのポイントということでまとめたものでございます。

調査環境の変化への対応、新たな政策への対応、調査方法の改善ということで、この3つの課題について、農林業センサス等研究会で、これまで4回にわたって検討を行ってき

たところでございます。

その中で、主な見直しの内容としましては、調査票の記入負担を軽減するという事で、調査項目を半減して、調査票が12ページから9ページになりました。

把握方法についても、調査内容を簡素化しておりまして、作物面積の個別の把握を総面積の把握に変更しました。

わかりやすい調査票に改善ということで、高齢者にも見やすく、文字を拡大。レイアウトの変更。

新たな政策への対応ということで、異業種参入の把握。農業集落のコミュニティ活動の把握。

プライバシー保護への対策ということで、家族の氏名の記入のとりやめ、金額を実額からグレードの記入に変更、封入回収の実施ということになります。

最後に、調査方法の改善ということで、職員の聞き取りによる調査を統計調査員調査に変更、都道府県、市町村の判断で民間委託が可能となるように規則を改正していく内容になりました。

これを実施計画の概要ということでまとめたのが、資料No.5でございます。これも細かく説明はいたしません、農林業センサスの役割ということで、農林業センサスを取り巻く情勢、基本的な役割と課題ということで、ここに4つ丸印がありますが、農林業・農山村の基本構造とその変化の把握、小地域統計の作成、各種標本調査の母集団情報の整備、国際比較が可能な統計の作成ということで、基本的な役割を果たしていきたい。

次のページでは、調査系統について書いておりますが、農林業経営体調査については従来どおりの調査系統ですが、農山村地域調査につきましては、市町村調査については郵送調査、集落の調査については統計調査員調査ということで変更になっております。

農林業センサスの改善点ということで、これが先ほど資料No.4の図のとおり、まとめたものを記載しました。

4ページでは、民間開放についても最後に記載しています。

最後は農林業センサスの沿革、調査体系、年次計画、一番最後にスケジュールです。

20年度のところ、第4回農林業センサス等研究会、9月9日開催ですが、これ以降、11月に統計委員会の諮問、21年1月に答申を考えております。それ以降、規則の改正を行っていきます。

最後に、資料No.6では、「農林業センサスの民間開放への取組について」をまとめまし

た。試行調査で説明しましたが、2010年世界農林業センサスでは、統計調査の民間委託に係るガイドライン、国のガイドラインに基づいて、地方公共団体の判断による民間開放が可能となるよう環境整備に取り組むということで整理しております。

今後の取り組みといたしましては、民間委託を実施するためには、統計法施行令の改正が必要であるということで、地方公共団体が調査の民間委託を希望する場合にはそれが可能となるよう改正を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○小田切座長 どうもありがとうございました。

ただいま坂井班長、前田班長から大変ご丁寧な、かつ、わかりやすいご説明を頂きました。今までご説明頂きましたすべてについてのご質問、ご意見を頂きたいと思います。そして、最終的には資料No.5の「2010年世界農林業センサス実施計画概要」、この案をとって頂くかどうかということをお決め頂くという、そんな手順で進めて頂きたいと思います。

それでは、どなたからでも、ご質問、ご意見、頂きたいと思います。土屋委員、お願いいたします。

○土屋委員 経営体調査の内容の調査についてなんですが、資料No.2-1の6ページ、7ページですね。調査員の方を通じて調査されることになっているんですが、例えば表6だと、記入していなかったが7.6%とか、手引に対する調査員の感想で、十分理解できなかったというのが12%とか、表9だと、内容が難しく、審査は無理だったが18%。この数字をどう評価すればいいかなんですが、ちょっと私は、事前にも教えて頂いて、感想としてはちょっと高いなという気がしたんですけど、このぐらいは当然見込まざるを得ない数字ですか。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 数字で見たら記入していなかったとか、難しかったというのは少ないという感じですが、対応される方が農業に詳しい方、詳しくない方もいるということだと思います。この数字が小さいからということで、問題視してないわけではなく、農業に詳しくない方にいかに理解してもらうかというところが重要だと考えております。

それについては、調査客体が調査票を読んで頂くことが大切で、今回改善した部分もありますし、統計調査員からいかに調査客体に記入してもらえよう説明して頂くかが必要ですし、手引とか、指導会においてどう進めていくかまた、市町村の方が調査員に説明す

る際に適切にできるように工夫していかないといけないと考えております。

○小田切座長 よろしいでしょうか。

○土屋委員 はい。

○小田切座長 今の点と関わって、私からも1つ、個別的なことなんですが、今回封入回収を国勢調査と同様に実施するわけですが、封入回収した場合の審査というのは、場合によっては記入漏れ、あるいは誤りがあった場合には、そのまま通過してしまうということになるのでしょうか。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 封入回収につきましては、統計調査員が回収してきた調査票を審査せず、市町村に提出するということになるので、市町村で審査を行うことになり、審査が漏れるというわけではありませんが、封入回収が増えると、市町村で審査する事務負担が増えてしまいますので、ちょっと厳しくなると思います。

○小田切座長 いずれにしても、そういう形で、この記入漏れ、誤記入についての再調査といいたいでしょうか、そういう機会もあるということで、理解させて頂いてよろしいでしょうか。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 はい。

○納口委員 資料No.5の実施計画概要（案）1ページ目の2の（1）についてお伺いします。農林業センサスの基本的な役割というのは、ここにあります①と③が強調されてきたように思うんですが、今回、①～④と整理されています。この②、④の部分について少し補足して頂けるとありがたいです。つまり、②のところは小地域統計を作成し、地域における統計利用の促進とありますが、具体的に何か方策を考えていくのかどうかということと、④の国際比較が可能な統計の作成というところの2点についてお願いいたします。

○小田切座長 坂井班長でよろしいのでしょうか。お願いいたします。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 ①、②、③、④はすべて、以前から基本的な役割とされているところです。②につきましては、農山漁村活性化対策に小地域の統計が使われるということに代表されます。

④についてはF A Oの要綱に則して、農林業センサスの結果をF A Oに報告しますので、その際に他の国と比較できるようにという意味合いでございます。

○納口委員 でも、非常に基本的な資源量とかだけなんですよね。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 そうです。

○納口委員 ありがとうございます。

○木村センサス統計室長 ②のところですが、小地域統計で代表的なのは、農業集落単位で、統計を時系列で作成してしまっていて、これが農林業センサスの結果の一つの持ち味になっていると思います。また、地域の活性化とか、集落の活性化対策で、実際使われておりますので、集落単位でのデータの作成は引き続き行っていきたいということでございます。

国際比較統計は、主要項目についてはF A Oのほうに毎回報告を行っていて、あの項目よりも少し多くなるとは思いますが、調べた項目について主要な部分は報告を行っています。

○納口委員 ありがとうございます。

○小田切座長 それでは、設楽委員、お願いいたします。

○設楽委員 1つは、民間委託のところで、例えば私の地域を考えると、こういう調査を専門にやっているような企業というのではないはずで、あったとしても測量会社のようなものが少しグレードを広げているというようなレベルなんですけど、調査したところを見ると、我々とそんなに変わらないような地域なので、どんな業種のところが、調査をやったものなのか、試行に参加してくれたのかというあたりを教えてほしいというのが1つ。

あとは、前もお話ししたんですが、書きやすいかどうかというような部分で、【3】世帯というところが前からちょっと気になっていまして、今回のを見ると、少し書きやすいように変わってきているなという気はするんですけども、1つ気になるのが、他の項目は横にずっと目が走るのに、ここだけは縦に走らなきゃならない。世帯主も、全部縦にずっと見なきゃならない。網が少しかかってきたので多少見やすくなっている気がするんですが、これを横にしてしまえば、もう少し書きやすくなるのかなという気がするんです。これはスペース等々の関係で難しいかどうか分かりませんが、いかかでしょうか。

それと、【3】の3の満15歳以上の世帯員のところですね。世帯員のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、英数字がずっと出てきているんですが、最初から世帯主と世帯員1、2、3、4というふうに明示してもらったほうが、書きやすいのかなと思います。

あと、ここの中では⑦の従事日数が多いのはどちらですかというところが、⑥とかぶってきて、例えば「主に自営農業」に丸を入れた人が、⑦で「自営農業以外」に丸を入れると、調査票としては間違いになってしまうのか。だとすれば、⑦というのは必ずしもいるのかなと、改めて見させてもらって思ったところでした。

○小田切座長 ありがとうございます。大きくは2点頂きました。1点目は民間開放の件、2点目は調査票の個別の件ですが、いかがでしょうか。

○西脇経営・構造統計課課長補佐 民間開放の部分について若干補足させていただきます。

7月1日に実施した試行調査の中で、石川県小松市において民間開放を行いました。農林水産省から小松市に対して、調査の準備、配布、回収、審査までの業務について入札で業者を決定するようお願いし、一般競争入札で行いました。応札業者は複数ございまして、その中で、設計のコンサルタントを行っている農林業とは関係ない業者が受注したところです。

小松市全域となると広いのですが、その中で、5調査区、5人の統計調査員だったので、それほど問題なく、回収率は100%で終わっています。

小松市からは、統計業務も農林業もまったく知らないという会社だったので、受注してから結構打ち合わせに時間がかかったという話も受けているところです。また、受注業者からは、今回は5調査区と狭い範囲だったので、統計調査員に地元の精通者、農業の精通者、農事組合長などを確保でき、一般の調査員に対してもこまめに指導ができたので、それほど問題なく行うことができたんだけど、小松市全域を受けた場合はコンサルタント会社では難しいという報告も受けているところです。

民間開放については、市町村の業務に関わってくること、また農林業センサスが専門性の高い調査であることから、市町村の希望があれば、民間開放を進めるという形で、規則を改正していこうと考えております。その際には、希望する市町村については農林水産省としては打ち合わせなどして、サポートしていこうと思いますが、調査精度の問題を考えますと、統計業務にある程度精通した受注者でないと、難しいという問題点もありますし、また、統計調査員については、農林業に精通してないと難しいだろうと今のところ考えております。

今後、希望する市町村があれば、民間事業者の受託の可能性について十分検討頂きながら対応していきたいということでございます。

以上です。

○小田切座長 設楽委員、どうぞ。

○設楽委員 小松市に本拠を持っているコンサルタントが受注したということですか。

○西脇経営・構造統計課課長補佐 受注業者の本拠は金沢市です。

○小田切座長 調査票については、坂井班長、お願いいたします。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 世帯主の続柄のところ、最初から表記してあったほうがいいのではないかということですが、世帯によって配偶者のいないところもあったり、世帯の状況はまちまちですので、最初から埋めておくというのは難しいと考えております。

従事日数の多いのはどちらかという設問で、自営農業、自営農業以外のどちらかに丸を付ける欄ですが、農業労働力の基幹的農業従事者とか、農業就業人口を判定する際に、必要な項目です。

縦横のレイアウトの問題ですが、従来は、設楽委員がおっしゃるように横のレイアウトでした。今度逆に、横にしてみますと、表側に書いてある文字が縦になってしまい、結局、目で追うのは難しいということで、縦のレイアウトにしたので、今回はこれでいきたいと考えております。

○設楽委員 1つ、ちょっと私が言ったのは誤解があるようですが、世帯の続柄を最初から入れたほうが良いというふうなことではなくて、今、英数字でⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳという表示になっていますね。その部分を世帯員の1とか、世帯員の2とかというふうにしたほうがむしろいいのではないかという。そういう意味だったんです。

もう一つ、自営農業の部分ですが、⑥の「主に自営農業」と「主に他に勤務」というのがあるので、そのところと相当かぶってしまうのかなと思っただけで、調査集計上必要だとすれば、それはそれでいいんです。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 わかりました。

○木村センサス統計室長 農林業経営体調査票の【3】の3については、試行調査時の調査票の順番のほうが日数に関する設問が並んでいてわかりやすいのかなという感じもします。このことも含めて、検討します。

○小田切座長 それでは、この点についてはご検討頂くということでいたします。

石井委員、お願いいたします。

○石井委員 新聞とか雑誌とかで、奇数ページというのは最初から想定されてなくて、スペースとか、切り詰めてずっとやってきて、最後に1ページ余りましたというのは、何ともわかりにくい。余るなら、もうちょっと字を大きくするとか、説明をもう少し丁寧に書くとか、定義とか用語、専門用語でわかりにくいという反応もあったみたいなので、もしレイアウトをいじるんだったら、その辺も含めて、あまり削減ページ数の削減率にこだわらなくて、8ページがだめだったら、次は10ページぐらいの開き直りで、とにかく9ページにおさめるというやり方じゃないほうが良いような気がするんですけど。感想です。

○小田切座長 積極的なご意見だと思いますので、ぜひご検討頂きたいと思います。

他にいかがでしょうか。それでは、納口委員、北嶋委員の順番でお願いいたします。

○納口委員 経営体調査票で、4ページに「田の経営耕地に、過去1年間どのような作付

けをしましたか。」というところで、注のところに「青刈り用水稲は、稲以外の作物となります。」とあります。今、政策的に飼料用米を増やしていますが、飼料用米はどこに入るんだろうかと、書く人が迷わないのかなという点について、ご質問します。

○小田切座長 坂井班長、お願いいたします。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 青刈りについては稲以外の作物に書きますが、飼料米については、区別がつかないので、稲をつくった田に記入するというルールにしております。

○納口委員 それは調査票に一言書く必要はないんですか。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 誤解されないように記入したいと思います。

○納口委員 政策的にどこまで拡大するかということもありますが、一定程度あるのであれば書いたほうがいいと思います。

○小田切座長 現時点で経営局、生産局からの要望等はございますか。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 飼料用米に関する施策の要望は、今回調査票を見直すときにはありませんでした。

○納口委員 調査票に区分だけそう書いたほうが明確になるかもしれませんね。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 そうですね。

○小田切座長 ここは今後政策的に非常に重要なポイントとなる可能性もありますので、省内でご検討頂きたいと思います。

北嶋委員、お願いいたします。

○北嶋委員 2点お尋ねします。

1点は、これからこれについてパブリックコメントをやるということなんですが、今日ご提供頂いている資料のどこら辺までを国民の方々に提示されるのかというのが1点。

もう一点は、資料4と資料5の関係なんですけれども、資料4で見直しの目玉と言われている部分の「プライバシー保護への対応の話」などを、例えば資料5の2ページの下の方、改善点の1の(1)、あるいは3ページの2の(1)あたりに加えたほうがいいのではないのでしょうか。家族の名前とか、販売金額とか、その辺のプライバシー保護という言葉が資料5の実施計画概要のどこにも出てきてないので、何か工夫されたほうがいいのではないかなという気がしたので。

以上2点、お願いします。

○小田切座長 いずれも重要なご意見を頂きました。いかがでしょうか。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 ご意見を頂きましたので、そこは見直したいと思います。

パブリックコメントについては、今回の資料、すべてというわけではなくて、農林業経営体調査票及び農山村地域調査の調査票の2枚についてのみ、パブリックコメントをとりたいと思います。最終的に統計委員会が終わって、規則も改正されましたら、再び全体としてパブリックコメントをとりたいと考えております。

○小田切座長 北嶋委員、よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。設楽委員、お願いいたします。

○設楽委員 先ほどの納口先生の田に何を作付けしたかという部分ですけど、青刈り用水稲とホールクロップサイレージと飼料用稲は、今転作で、私どもの地域でもやっているところがありますから、それは一くくりにしたほうがいいんだろうなと思います。生産調整したか、しないかが、ある程度わかるような表現にしていたほうがいいのかという気がします。

○小田切座長 ありがとうございます。ご回答ありましたら。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 今までの調査結果との連続性もありますので、どのようにするかは検討させて頂きたいと思います。

○小田切座長 他にいかがでしょうか。石井委員、お願いいたします。

○石井委員 民間開放のところなんですけど、さっき補足説明があったので、大体気持ちというか、雰囲気はわかったんですが、資料5の最後の書きっぷりの表現になると思うんですけど、さっきの説明ではサポートしていくんだという前向きの説明もあったので、もうちょっと何というか、手を挙げた、民間開放したいという自治体があるんだったら、それはもう少し積極的に後押しするんだというような気持ちがないと、初めてやるので、うまくいかないのは当たり前の話です。ましてや入札業務が増えるなんていうのは当然の話で、そういうのを最初のうち乗り越える道をつくっておかなければ、いつまでたっても民間開放は最初からないわけなので、あまり門前払いになるような書きっぷりじゃなくて、もう少し前向きな姿勢を出したほうがいいのかと思います。具体的にこういう文言がいいとか、そういうことではありませんけれども、地方公共団体の意思を尊重するみたいな、最大限尊重するんだというような姿勢を出してほしいなという気持ちがあります。

以上です。

○小田切座長 ありがとうございます。

○西脇経営・構造統計課課長補佐 民間開放にはいろいろな問題がございまして、農林水産省としては全くサポートしないというわけではなくて、市町村と協力しながらやっていきたいと思っているところでございますが、受注業者がない場合など問題点がありますので、農林水産省として、法改正しつつ、問題点を整理しながら対応していきたいと思えます。ご指摘のとおり、民間開放についてはもう少し丁寧な表現に修正させて頂きたいと思えます。

○石井委員 これまた資料5だったかな。今後のスケジュール表が最後にあって、ホームページ公表というのが、最後に公表するからここにあるという意味じゃ必ずしもないと、私は理解しているんですが、デジタル情報というのは、ほんとうはもっと前に出す話で、そこはちょっと確認を含めて。要は、英語版が出るまでホームページに出さないのかという意味では決してないと思うのです。出せるものは逐次ホームページに出していくという理解でいいかどうか。

○小田切座長 お願いいたします。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 そのとおりでございます。第1報、第2報もホームページのほうに出していきたいと思えます。

○小田切座長 そうすると、この書きぶりは、少し変えて頂いたほうがよろしいかもしれませんね。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 はい。

○小田切座長 ご検討頂きたいと思えます。

いかがでしょうか。設楽委員、お願いいたします。

○設楽委員 調査票の3ページの労働力のところですが、一番最初に、会社等の法人や複数経営が出てくるんですけど、それは農業経営体総体からするとほんの一部しかないんですね。圧倒的に多いのは、2とか3に書くような経営体の人たちだと思うんですね。だから、そういう人たちが書きやすいようなつくりにしておいたほうがいいと思うので、ここは逆にしてもらったほうがいいような気がします。

それと同じように、一番最初の経営体の概要のところ、法人であるかないかですが、法人でないというのがほとんどだと思います。ここは、次に引っ張る関係で、こういう置き方しかできないのかもしれませんが、全体で関係する人が多い部分を最初の設問に持ってくるような、そういうつくりにして頂いたほうが間違いが少ないのかな、書きやすいのかなと思えます。

○小田切座長 いかがでしょうか。特に前者の点は、ひょっとしたら、1 番だけ見て、2、3 を埋めなかった方もいらっしゃるのではないかというふうに、そんな推測もできるんですが。方向性だけお示し頂ければ、いかがでしょうか。

○坂井経営・構造統計課課長補佐 レイアウト等、検討させていただきます。

○小田切座長 土屋委員。

○土屋委員 実習で学生に農林業センサスを使って、ずっと年次ごとに変化を調べさせるという授業をやっているんですが、一番最後の4 ページの5 の連続性の確保というところが、はっきり言って、実習では使えなくなってしまったなという感想を持っています。これはこれまで議論してきたことなので、ひっくり返したりしようという気は全くないんですが、連続性確保ということに関しては、若干忸怩たるものがあるという意見を表明しておきたいと思います。

○小田切座長 ありがとうございます。これについては回答というよりも、私たちが、そういう問題があるということ、認識を共有化することによってさせて頂きたいと思います。

いかがでしょうか。

では、大分時間が迫っております。ただいま非常に多様な意見を頂きました。当然頂いた意見に従って修正すべきところもあろうかというふうに思います。そういう意味で、頂いたご意見につきまして、研究会後、座長一任ということで修正させて頂きたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小田切座長 ありがとうございます。その上で、2010年世界農林業センサス実施計画概要(案)とさせて頂きたいと思いますが、この点もいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小田切座長 どうもありがとうございました。

本日をもって、2010年農林業センサスの検討が一応の締めくくりとなります。その点で座長として一言お礼を申し上げたいというふうに思います。

私どもが検討させて頂きました2010年農林業センサスが実施されます2010年というのは大変重要な時期だと私は認識しております。昭和1 けた世代の完全リタイアが近づく年でもございます。その点で、このリタイアによって日本の農林業の構造がどのように変わるのか。あるいは、政策で言えば、経営所得安定対策の成果が検証されるべき時期でもあり

ます。さらに言えば、いわゆる限界集落問題が言われている中で、集落がどのように変化するのか。そういうことが明らかにされるべき時期でもございます。

一方、そういった2010年農林業センサスに対する大変大きな期待がある一方で、総人件費改革という国の問題、あるいは市町村においても市町村合併後、初めてのセンサスだということもございまして、調査環境は大変厳しい状況だろうと思います。その意味で大きな期待と厳しい現実、これを埋めるのがこのセンサス研究会であるということ、昨年10月の第1回目の研究会のときに、私申し上げました。そういう形で検討が進んできたわけですが、もちろん、その検討は、一つ一つは調査票をめぐる、質問項目をめぐる検討だったわけですが、そもそも基本構造とは何か。あるいは、調査環境と、調査と行政とのあり方は何なのか。そういうことも踏まえた、かなり抜本的な議論もできたのではないかなというふうに思います。その上で、いわばぎりぎりの形で、こういう方向性が出し得たのではないかな、そんなふうに思っております。

私自身としては、今回のこの実施計画については合格点が得られる計画ができたのではないかなと思っております。これは、何よりも皆様方の真剣な議論、それに加えて、事務局の精力的な検討がそういったことをサポートしたのではないかなというふうに思います。

これから統計委員会における審査、検討、そしていよいよ2010年の実査ということになりますが、2010年農林業センサスがスムーズに実施されること、特に事故なく実施されること、このことに事務局は全力を挙げて頂きたい、そのように期待したいと思います。どうも4回にわたるご検討、ありがとうございました。

○秋山センサス統計調整官 それでは、最後になりますが、長部長より一言ごあいさつ申し上げます。

○長統計部長 昨年の10月からおおむね1年かけまして、各委員の先生方には毎回具体的にいろいろなご指摘を頂きまして、本当にありがとうございます。本日もまた、さまざまなご意見を頂きまして、なかなかこれで最終回というのは大変心苦しい点もございますが、座長ともよくご相談させて頂きながらきちとした実施計画の概要にまとめまして、これからの年末は内閣府の統計委員会の諮問、答申、来年はさまざまな形の説明や円滑な実施に向けての準備ということで、ただいま座長からもご指摘ありましたように、全力を挙げて取り組んで参りたいと思います。

また、これからさまざまな場面で先生方のご指導を頂く場面もあると思いますので、個別なり、いろいろな場でご相談させて頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたした

いと思います。

最後に改めまして、小田切座長をはじめ委員各位の先生方にお世話になりましたことを御礼申し上げます。本当にどうもありがとうございました。

○秋山センサス統計調整官 それでは、これをもちまして第4回農林業センサス等研究会を閉会させていただきます。長期間にわたりまして、ありがとうございました。

—— 了 ——